

忠類保育所に併設された忠類子育て支援センターで

# 「一時保育」を実施しています。

## 1 一時保育とは

保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護、あるいは育児疲れ解消などの理由で家庭における保育ができないお子さんを一定の期間、一時的、緊急的にお預かりする制度です。

### (1) 非定型的保育

保護者の断続的・短時間労働、職業訓練、求職活動、就学、ボランティア活動、社会活動などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童（非定型的保育）

### (2) 緊急的保育

保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護又は冠婚葬祭などにより、家庭における保育が、緊急、一時的に困難となる児童（緊急的保育）

### (3) 私的理由による保育

保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などの私的な理由やその他の理由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童（私的理由による保育）

## 2 事業の内容

	一時保育
対象児童	満1歳から就学前までの忠類保育所に入所していない児童
定員	1日につき6人程度
開設期間	月曜日～土曜日（祝日、年末年始の休日を除く）
利用時間	午前9時～午後5時
利用制限	週3日以内、月12日以内を限度
利用料金	1時間当たり300円（利用時間に応じ間食費100円を別途徴収）

## 3 利用手続

- (1) 利用希望者は、忠類子育て支援センターまたは忠類ふれあいセンター福寿福祉係に利用登録申請をしてください。（利用承諾書は後日送付します。）
- (2) 利用承諾後は、利用予定日の申請ができます。ご利用にあたっては、原則として3日前までに来所または電話にてお申し込みください。
- (3) 疾病や心身に障害をお持ちのお子さんの場合はご相談ください。（お子さんの状況によっては、ご利用を制限する場合があります。）

## 4 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払いは、後日、納付書を送付しますので、役場、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所もしくは駒富出張所または十勝管内の各金融機関（郵便局を除く。）でお支払いください。（コンビニエンスストアではお支払いはできません。）

## 5 ご利用にあたってご用意いただくもの

利用時間帯により異なりますので、利用前に子育て支援センターへご確認ください。

### お問い合わせ先

幕別町忠類総合支所保健福祉課福祉係（幕別町忠類ふれあいセンター福寿内）  
TEL 01558-8-2910（内線12）  
忠類子育て支援センター（幕別町忠類白銀町402番地1 忠類保育所内）  
TEL 01558-8-2659